

民生委員・児童委員



民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、地域に配置されています。また同時に、民生委員は児童福祉法の規定によって児童委員も兼任しています。

現在、山陽小野田市では、149名の民生委員・児童委員と児童福祉に関する事項を専門的に担当する9名の主任児童委員が、本市を4つの地区に分けてそれぞれの地域で活動を続けています。

生活に困っている人や、高齢者、障害のある人、児童・母子などの相談に応じたり、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を提供するなど様々な活動を行っています。

民生委員・児童委員のはたらき

社会調査活動

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

相談活動

住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

情報提供活動

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

連絡通報活動

住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスを受けられるように関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

調整活動

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。

生活支援活動

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っていきます。

意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起します。

どのように選ばれるの

- 1 民生委員・児童委員は、市に設置された民生委員推薦会により選考が行われ、県に推薦されます。
- 2 県知事は、県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聴いた後、推薦された候補者を厚生労働大臣に推薦します。
- 3 厚生労働大臣が委嘱します。

民生委員・児童委員のマーク



幸せの芽生えを象徴する四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕をあらわしています。

5月12日は民生委員・児童委員の日

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。これは、大正6年5月12日に、現在の民生委員制度の前身である岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことに由来します。

民生委員・児童委員は、毎年5月12日から始まる1週間を活動強化週間とし、地域住民に対するPR活動などの取り組みを展開しています。

秘密の厳守

民生委員・児童委員には、法律により守秘義務があり第三者へプライバシーを漏らすことはありません。安心してご相談ください。

民生委員・児童委員さんは、それぞれ担当地区があります。地区の民生委員・児童委員さんがわからない等の不明な点はお問い合わせください。

■問い合わせ先

社会福祉課地域福祉係 (☎ 82-1174)

E-mail: shakai@city.sanyo-onoda.lg.jp